

第2庁舎跡地広場完成式典等企画実施業務委託 企画提案実施要領

1 目的

川崎市役所第2庁舎跡地は、市役所通りと京急通りの結節点であると共にJR川崎駅から富士見公園を結ぶ市役所通りの中間地点に位置しており、憩い、うるおい、賑わいを創出し、未来につながる広場としての整備工事を進め、令和7年3月に広場の供用開始を予定している。また、第2庁舎跡地の整備は、一連の新本庁舎整備事業の締めくくりとなる事業であるとともに、広場の供用開始時期は、市制100周年の取組を未来へつなぐ期間にあたる。

本業務は、これらのことを踏まえ、多様な使い方ができるようになる広場の完成・供用開始を多くの市民と共に祝うとともに、市制100周年の取組を未来へつなぐことを目的として実施する式典及び「憩い・うるおい・賑わい」の創出イベントの企画・実施支援について委託するものである。

2 委託内容

「第2庁舎跡地広場完成式典等企画実施業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

川崎市川崎区砂子1丁目9番地3ほか

5 契約方法及び委託料概算金額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 委託料概算金額

3,300,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

6 スケジュール（予定）

参加意向申出書等の提出 12/9(月)～12/17(火)17時まで	<ul style="list-style-type: none">各種様式のホームページ掲載及び配布開始：12月9日（月）本公募に参加する場合には、「参加意向申出書」に必要事項を記入の上、郵送もしくは持参してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。過去5年以内の本市又は他官公庁における同規模の類似イベントの業務完了実績を証する書類も併せて提出してください。参加意向申出書に基づき応募資格を確認後、資格確認結果通知書をメールにてお知らせします【12/19(木)にお知らせ予定】
質問受付 12/9(月)～12/17(火)17時まで	<ul style="list-style-type: none">仕様書について質問がある場合は、「質問書」に記載いただき、「17tyosya@city.kawasaki.jp」あて電子メールにて送付してください。質問及び回答を参加資格のある者全てにメール送付します。【12/19（木）に回答予定】
企画提案書等の提出 1/14(火)17時まで	詳細は、下記「8 企画提案書等について」参照
企画提案審査会 1/中旬～1/下旬を予定	詳細は、下記「9 企画提案審査会について」参照

審査結果発表及び通知 1/下旬を予定	審査結果は、電子メールにより全ての参加者に通知します。
契約 1/下旬～2/上旬を予定	

参加意向申出書等の受付時間は、9～12時及び13～17時とします（土曜日及び日曜日を除く）。

7 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「99 その他業務」、種目「01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されている者
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 本業務を実施する体制には、過去5年以内において、本市又は他官公庁における同規模の類似イベントを実施した実績を有する者を含むこと。

8 企画提案書等について

(1) 企画提案書等の内容について

① イベント企画内容	仕様書に記載されている内容を踏まえた提案
② スケジュール	契約締結後から履行期限までの作業スケジュール
③ 業務実施体制	本業務の実施体制
④ 過去の類似した業務実績	過去5年以内の本市又は他官公庁における同規模の類似イベントの業務完了実績
⑤ 見積書	人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載した見積書

(2) 資料形式及び提出先について

- ・ A4サイズとする。なお、8(1)「①イベント企画内容」～「③業務実施体制」については、横長で作成すること。
- ・ ①から⑤の全てを1ファイルのPDFファイルにまとめ、「17tyosya@city.kawasaki.jp」あてメールにて提出すること。

9 企画提案審査会について

(1) 日時

令和7年1月中旬～下旬を予定

※日時・場所の詳細は後日、参加資格のある者に御連絡します。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、企画提案書に基づき **20分以内**、質疑応答を10分以内とする。契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加すること（出席者は3名以内）。

(3) 企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の受託候補者とする。ただし、複数の委員からいずれかの「評価項目」で標準を下回る評価を受けた場合には、受託候補者として特定することはできない

ものとする。参加者は、本選定評価基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で選定するものとする（それでも決定しない場合はプロポーザル評価委員会の審議により業者を選定する。）。

- ア 選定評価基準の「企画提案の視点・内容」が最も高い点数の者
- イ 見積金額が最も安い者

(4) 選定評価基準

評価項目	評価の着眼点
企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか
提案内容の工夫	・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ・提案者の実績を生かした提案がなされているか
取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか
事業実施体制	・事業実施に必要な専門知識を有しているか ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
提案内容の実現可能性	・十分に実現が可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか
経済性・効率性	・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか

10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に、「参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

11 その他事項

- (1) 選定委員会により選定された受託予定者と仕様や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。
- (2) 契約にあたっては、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が反映されるとは限らないことに留意すること。
- (3) 受託予定者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

12 提出・問合せ先

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課 坂木・岩崎

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階

電話：044-200-0864 メールアドレス：17tyosya@city.kawasaki.jp